

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒601-8133 京都府京都市南区上鳥羽薬田1番地					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	メテック北村株式会社 代表取締役社長 北村 隆幸					
事業者の主たる業種	電気めっき業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成21年 4月 ～ 平成24年 3月					
基本方針	メテック北村株式会社は、「創造力を集め、より良い製品造りをモットーに自己の絶意を尽くして社会に貢献し、私たちの生活環境を豊かにし、知性を高める」という当社の基本方針を基に、全社員の創意工夫により、企業活動の中で地球環境の保全に配慮した行動をします。					
推進体制	社長を責任者とする環境マネジメント組織を構成しており、その中で省エネなどの取組を行っています。（部門毎に、1回/月の進捗管理を実施）					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	本社工場				
取得年月日	平成14年5月24日					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成21～23	生産部門	省エネプロジェクトにより、省エネの取組を推進します。（二酸化炭素換算で約3%削減を目標）			
	平成21～23	営業部門	ハイブリッド車を優先に使用し、ガソリンの使用量を削減します。			
	平成21～23	生産・間接部門	昼休み及び使用しない部屋・ラインの消灯並びに休日は原動設備の完全休止を徹底します。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （20）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （23）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	2,798.8 t	2,712.9 t	-3.1 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 2,798.8 t	*2 2,712.9 t	-3.1 %		
	目標設定の考え方	省エネプロジェクト活動により、二酸化炭素換算で約3%の削減を目標にしました。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	本社工場	二酸化炭素換算 加工売上	153.024 t-CO2/億円	148.327 t-CO2/億円	-3.1 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	加工売上高を原単位として、二酸化炭素換算で約3%の削減を目標にしました。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量） （熱供給量）	kwh GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 2,798.8 t	(*2)-(*3) 2,712.9 t	-3.1 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	油の小路北部地区美化活動（1回/月）に参加・会社（近鉄上鳥羽駅）周辺美化活動（1回/月）実施・通勤車両の「ノーカーデー運動」の開催（2回/月）					
特記事項						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。